

# 新年あけましておめでとうございます

アイアイハウス総合施設長  
栗津 浩一

2016年が、アイアイ元気便を読んでいただいているみなさま方にとっても、アイアイハウスにとっても良い一年になりますよう、今年もよりいっそう頑張りたいと思います。

さて、今年には社会福祉法人アイアイハウスにとっても、将来に向けた新たな一歩を踏み出すための大切な1年になります。前号でもお知らせしたように、現在は北区と上京区での「生活介護事業所」、東山区での「グループホーム」、「ショートステイ」「ヘルパー派遣事業」、「特定相談支援事業」の5つの事業を実施しています。アイアイハウスに通う仲間たちの日中活動の取り組みだけでなく、暮らしの場や余暇支援などにも取り組むために事業を広げてきました。今年も、より事業を充実させるために、「ヘルパー派遣事業」と「特定相談支援事業」の同じ東山区内での移転を予定しています。そして、現在通っている仲間たちの障害の重度化や高齢化への対応、今後アイアイハウスを希望する人たちの受け止めも視野に入れて、新たに20人定員の生活介護事業所を北区内に建設する予定です。

しかしながら、私たち障害者福祉を巡る国の動きは、今年も決して安心できる状況ではありません。「障害者総合福祉法」が施行されてから3年目の見直しの法律改正が今年に予定されています。2006年の「障害者自立支援法」の施行以後、2010年には障害者自立支援法違憲訴訟団と国との間で和解による「基本合意文書」が交わされ、2011年には新たな制度づくりに向けての「骨格提言」がとりまとめられました。そして、2014年には「障害者権利条約」が批准され、今回の見直しに向けてのよりよい条件が整ったにもかかわらず、「新たな利用料の負担」などの様々な有料化、果ては介護保険との統合をも読み取れるような議論がなされています。「障害の自己責任論的な考え方」ではなく、「必要な支援が公的な責任でなされること」をめざして、今年もよりいっそう声を上げ運動を進めていく必要があります。アイアイハウスを支える会のみなさまにも、アイアイハウスへのそして障害者施策の前進に向けても、改めて物心共のご支援をお願いすることと思います。今年も引き続きよろしくお祈りします。

